

「言葉の専制」について

憲法改正論議が高まりをみせているが、議論は第九条ばかり。これはこれで大問題だが、この機会にもう少し本質的な議論が提起されてしかるべきだと私は考える。憲法第二三条と第二四条についてである。前者は「すべて国民は、個人として尊重される」とあり、後者では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」とするとある。第二四条の両性は、個人としての両性である。我が憲法が個人至上主義に立脚していることはまぎれない。

個人とはインディビジュアル (individual) である。この言葉を日本語にどう翻訳したらいいのか、明治の知識人は大いに戸惑ったらしい。柳文章やなぎあきら氏の『翻訳語成立事情』によれば、福沢諭吉がこれをまずは「人」、次いで「独一人」と訳し、その後、これから独が落ち、さらに一が落ちて個人となったという。インディビジュアルの原義は、individual、つまり「分割不可能な」である。原義からすると、社会における単位としてこれ以上には細分化できない究極的な唯一の存在」といった意味合

渡辺利夫 (拓殖大学事顧問)

一九三九年、山梨興生生まれ。七〇年、慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程修了。経済学博士。筑波大学・東京工業大学教授などを歴任。拓殖大学国際開発学部学部長、学長、総長などを経て二〇一五年十二月より現職。

いである。そんな観念がなかった明治期に、これを日本語に移し替えることは大変な難行だったにちがいない。当時、存在していたのは、何より家という血族共同体や旧藩における序列や身分であった。社会もソサイエティの翻訳語だが、これが個人を構成単位とする人間関係のことだといわれても、日本人にはしっくりこなかったのではないか。どうして世間では駄目なのか、といった感覚だったのであろう。

漢字とは、究極の表意文字であり、人間の思考を拘束し支配する力がある。個人や社会という漢字には、現実を離れて私どもの観念を自在に操る専制の力が宿る。結婚、出産、育児といったライフサイクルをどう形づくるかは、個人の自由な選択によるべきだという規範意識は、日本の歴史や文化や伝統からおのずと導き出されたものとは思えない。個人の存在が絶対的なものだといわなければかりの社会が、少子化を解決できるとは考えられない。家族共同体の再生という実に重い課題を背負わされているのが我が日本の憲法だ、そう考えてみてはどうか。